

最高人民法院 植物新品種育成者権侵害に係る紛争案件の審理における
具体的な法律応用の問題に関する若干の規定（二）（意見募集稿）
（2021年3月23日）

植物新品種の育成者権の司法保護を強化し、法により種子産業の科学技術の革新を保護するために、最高人民法院は、「最高人民法院による植物新品種育成者権侵害に係る紛争案件の審理における具体的な法律応用の問題に関する若干の規定（二）（意見募集稿）」を起草した。現在、最高人民法院の行政サイト、中国法院のウェブサイト、最高人民法院の公式微博（Weibo）、人民法院報のニューメディア等を通じて意見を公募しており、社会の各界の人々からの手紙（中国郵政のEMSを含む）や電子メールで意見や提案の提出を歓迎する。意見の提出締め切りは2021年4月15日である。

宛先：〒100160 北京市豊台区汽車博物館東路二号院3号楼最高人民法院知識
産権法廷

電子メール送信先：PVP@court.gov.cn

封筒又は電子メールの件名に「育成者権の司法解釈に関する意見募集」と明記されたい。

添付文書：「最高人民法院による植物新品種育成者権侵害に係る紛争案件の審理における具体的な法律応用の問題に関する若干の規定（二）（意見募集稿）」

最高人民法院
2021年3月23日

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

出所：最高人民法院ウェブサイト 2021年3月23日

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-292221.html>